

審 査 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 抱 条 項：第9条の16第2項
処 分 の 概 要：クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付
原権者（委任先）：東京都公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <ul style="list-style-type: none">○ 銃砲刀剣類所持等取締法<ul style="list-style-type: none">第5条の3第3項（獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）第9条の16第2項○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則<ul style="list-style-type: none">第1条（届出及び申請の手続）第82条の3（クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付の申請）
<p>審 査 基 準：</p> <p>判断基準は、法令の定めによる。</p>
標 準 处 理 期 間：3日（行政庁の休日は含まない。ただし、書換えにあっては1日）
申 請 先：あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課
問 合 せ 先：同 上
備 考：